

阿賀野市告示第3号

阿賀野市下水道普及促進等のための下水道使用料免除要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月7日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市下水道普及促進等のための下水道使用料免除要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市下水道普及促進等のための下水道使用料免除要綱（平成16年阿賀野市告示第179号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び農業集落排水事業」を削る。

第3条第1項中「阿賀野市下水道条例（平成16年）」の次に「阿賀野市」を加え、「及び阿賀野市集落排水処理施設条例（平成16年条例第180号）」を削る。

附 則

この告示は、令和7年1月7日から施行し、改正後の阿賀野市下水道普及促進等のための下水道使用料免除要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。